

職員倫理綱領・職員行動規範

株式会社みらっこ

(本書は株式会社みらっこにおける 就労継続支援A型事業所の職員倫理綱領および行動規範をまとめた正式文書です。)

職員倫理綱領

1 . 安心できる居場所の提供

利用者が安心・安らぎを感じられる環境づくりを行い、必要とされる「居場所」となるよう努めます。

2 . 個人の尊重

利用者一人ひとりの個性・主体性・可能性を尊重し、「さん」付で呼称します。要望には迅速に対応し、難しい場合は理由を説明します。

3 . 人権の擁護

差別・虐待・暴力・暴言・無視などの一切を行わず、利用者の権利を守り、人権侵害には毅然とした対応を行います。

4 . 自己選択・自己決定の尊重

十分な説明と同意（インフォームドコンセント）を徹底し、利用者の思想・希望・生活背景を理解した支援を行います。

5 . プライバシーの保護

個人情報の守秘義務を遵守し、文書・記録管理に十分配慮します。

6 . 社会参加の支援

障害・年齢に関わらず社会参加を支援し、地域とのつながりを大切にします。また、公的サービスや社会資源の情報を提供します。

7 . 専門的な支援

支援者として専門性向上に努め、研修や自己啓発を継続します。関係機関との連携を図り、利用者の意思を尊重した支援を行います。

8 . サービスの改善向上

支援の効果・効率を常に点検し改善します。不適切な対応や倫理違反は互いに指摘し是正します。

9 . 家族との関係

家族の人権・プライバシーに配慮しつつ、利用者主体の支援方針を共有し、家族支援も行います。

10 . 職員としての基本姿勢

対人援助にふさわしい言動・身だしなみを心がけ、落ち度があれば速やかに謝罪し改善します。職員の私的利用のために利用者を利用しません。

職員行動規範

1. 利用者が必要とされ、安心して過ごせる居場所づくりを行います。
2. 利用者の呼称は「さん」付けを徹底します。
3. 利用者の自信や誇りを高める声かけを心がけます。
4. 要望には迅速に対応し、難しい場合は理由を説明します。
5. 人権侵害を行わず、差別・暴力・暴言・無視を排除します。
6. サービス利用に関して十分な説明を行い、同意を得ます。
7. 利用者の生活背景を理解し、その希望を尊重します。
8. 個人情報の守秘義務を遵守し、記録管理に配慮します。
9. 地域との関係を深め、地域行事などに積極的に参加します。
10. 利用者の社会参加を積極的に支援します。
11. 社会資源の情報提供を行い、利用支援を行います。
12. 研修等を通じて専門性を高めます。
13. 協力体制を整え、組織としてチームワークを高めます。
14. 関係機関と連携し、地域福祉の向上に努めます。
15. 職員の価値観を押しつけず、利用者の意思を尊重します。
16. 支援の効果を点検し、改善し続けます。
17. 倫理違反があった場合は指摘し是正に努めます。
18. 家族と連携し、利用者主体の支援を行います。
19. 家族との情報交換を行い、支援の質向上を図ります。
20. 対人援助にふさわしい言動・身だしなみを保ちます。
21. 誤りがあれば速やかに謝罪し改善します。
22. 私的利害のために利用者を利用することをしません。